

平成21年度 中小商業活力向上事業の4次募集について

平成21年10月
中小企業庁商業課

本事業は、商店街等が行う、低炭素社会構築、少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応した商業活性化の取組を支援することにより、商店街等にぎわいを創出し活性化を図るとともに、地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を目的として実施するものです。

今回、本制度の支援対象となる事業を以下のとおり募集いたします。詳しくは、募集要領をご覧いただとか、本資料の末尾にある問い合わせ先にご連絡ください。

1. 補助スキーム



[補 助 率] 国2／3、1／2、1／3

※法律の認定要件等により補助率が異なりますので、ご確認ください。

[補助下限額] 100万円

[補助事業者]

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、民間事業者（定款等により代表者、財産管理等の取扱いが整備されている者に限る。）

※事業区分により一部補助事業者の要件が異なりますので、ご確認ください。

2. 補助対象事業

支援対象となるのは、商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、下記の社会課題に対応した事業です。事業の種類はハード事業とソフト事業に区分されます。

- ① 少子高齢化、安全・安心
- ② 低炭素社会構築・環境・リサイクル
- ③ 創業・人材、地域資源・農商工連携、生産性向上・新技術活用

※補助対象事業は年度内に完了するものに限ります。

(1) ハード事業

- ①商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設整備（教養文化施設、省エネ型アーケード、バリアフリー型カラー舗装、インキュベータ施設、テナントミックス店舗等）
- ②商店街等を取り巻く様々な社会問題に対応することにより商店街等の活性化を図るための施設設備（防犯カメラ、共同リサイクルシステム、電子マネー・ポイントカードシステム、POSシステム、農商工連携を推進する施設等）

(2) ソフト事業

- ① 商店街等活性化支援
福祉・コミュニティビジネスや共通駐車券システム、イベント事業等により商店街

等の活性化を図る事業

商店街振興組合連合会等が管内の商店街にA E Dを整備する事業についても本項目の対象となります。

② 空き店舗活用支援

空き店舗等を活用してチャレンジショップ、コミュニティ施設（保育サービス施設や高齢者の交流施設等）、地域農産品のアンテナショップ、テレワーク施設等を設置・運営する事業

③ 経営革新支援

製造業者・卸売業者・小売業者の連携による生産性の向上を図る事業や、業種・業態を融合した新たな商形態を開発することによる、新たな需要の創出・拡大を図ることを目的とする事業。

④ アーケード等撤去支援

被災や老朽化したアーケードを撤去し、商店街の安全・安心に寄与したり、商店街のイメージアップを図る事業。

⑤ 施設活用活性化事業

本補助金により整備した施設を利用し、その施設を整備した者が、商店街・商業集積の活性化を図る事業。

3. 応募方法

- (1) 応募される方は、市町村の商業振興担当課を通じて、要望書等を所管の経済産業局に提出してください。
- (2) 提出された要望書等をもとに必要に応じてヒアリング等を行い、事業の実施体制、事業効果等を審査の上採択を決定します。
- (3) その後、交付申請書を提出していただき、交付決定、事業開始となります。
- (4) 原則として事業終了後、補助金の交付が行われます。

4. 募集期間

平成21年11月4日（水）～11月24日（火）

5. お問い合わせ先

以下の所管経済産業局担当課室及び中小企業庁商業課までお問い合わせください。

経済産業局等	課室名	電話
中小企業庁	商業課	03-3501-1929
北海道経済産業局	流通産業課商業振興室	011-738-3236
東北経済産業局	商業・流通サービス産業課	022-221-4914
関東経済産業局	流通・サービス産業課商業振興室	048-600-0318
中部経済産業局	流通・サービス産業課商業振興室	052-951-0597
近畿経済産業局	流通・サービス産業課	06-6966-6025
中国経済産業局	流通・サービス産業課	082-224-5653
四国経済産業局	商業・流通・サービス産業課	087-811-8524
九州経済産業局	流通・サービス産業課商業振興室	092-482-5456
内閣府沖縄総合事務局	商務通商課	098-866-1731